

令和6年度以降の財源のあり方に係る提言後の経過について

平成30年12月定例会で固定資産税超過課税1.58%を当分の間継続する町税条例の一部改正案が議決された際に、5年毎に施行状況を検討したうえで所要の措置を講ずることとしていたため、町では令和4年度以降、中長期財政見通しや行財政改革アクションプランの改定など、一連の作業を実施し、「令和6年度以降の財源不足への対応」をとりまとめたもの。

行財政改革有識者会議では、一連の作業の検証及び財源不足への対応の検討を重ね、令和5年5月に提言書を提出いただいたものであるが、その後、議会における検証を経て、超過課税の継続が認められたことから、提言後の経過を報告するもの。

1 財源不足への対応及び有識者会議からの提言（要旨）

（1）財源不足への対応

中期 (R6～10)	●財源不足（年間平均約3,500万円）への対応 超過課税を現行税率で継続したうえで、不足額は行財政改革の更なる推進（ふるさと納税の強化）により対応する。
長期 (R11～15)	●財源不足（年間平均約5億9,700万円）への対応 拡大する財源不足に対して、超過課税の継続と行財政改革の推進に加え、長期に備えた取組み（観光まちづくり財源導入や公共施設の抜本的な見直しなど）により対応する。

（2）提言内容

検証結果	コロナ禍の長期化など、想定外の事態が続く状況における現実的な対応としては、 <u>超過課税を継続するという町の対応は妥当である</u> と判断した。
中期 (R6～10)	物価や人件費の高騰など先行きは不透明であるため、ふるさと納税の促進に限らず、 <u>状況の変化に応じて第2期アクションプランの推進項目の内容を随時見直し、積極的に行財政改革を推進すべきである。</u>
長期 (R11～15)	財源不足がさらに拡大することを勘案すると、 <u>長期も超過課税を継続することはやむをえないと考えられるが、財源不足が拡大する事態に備え、新たな財源確保策を導入することを見据えた取組みの着実な進展を図りながら、持続可能な行財政運営の実現を目指すべきである。</u>

2 提言後の経過

No.	月日	会議等名称	内 容
1	5/15	第1回行財政改革有識者会議	町から財源不足への対応を報告 提言書の受領
2	6/ 2	議会全員協議会	町から財源不足への対応を説明 ※別紙
3	9/ 4	行財政改革調査特別委員会	町が説明した財源不足への対応について 議論がなされ、中期は現行税率での超過課 税を継続することもやむをえないという 意見が多数を占めた。 ※別紙
4	10/1	広報はこね 10月号	財源不足への対応の方向性を周知
5	10/3	9月定例会（中間報告）	行財政改革調査特別委員会による検証状 況が報告された。
6	12/5	行財政改革調査特別委員会	当分の間、現行税率で超過課税を継続する ことが賛成多数で承認された。 引き続き委員会を設置し、行革の取組みや 長期の財源不足への対応策等について審 議等が継続されることとなった。
7	12/12	12月定例会（最終報告）	行財政改革調査特別委員会による検証結 果が報告された。 ⇒超過課税継続の承認
8	1/ 1	広報はこね 1月号	最終報告を受け、財源不足への対応を周知
9	5/ 7 (予定)	納税義務者への周知文発送	固定資産税納税義務者に対し、超過課税の 継続を含む財源不足への対応を周知 (対象：約 15,000人)

最終報告（全文）

行財政改革調査特別委員会報告を行います。

平成28年財源確保の為に固定資産税超過課税が実施され、平成30年に、令和元年より5年毎に見直しをする町税条例の一部改正が制定されました。

令和5年12月が5年目となり、行政側より中長期財政見通しを算定した結果、財源不足が見込まれ、超過課税を継続し、公共施設再編・整備計画に基づく施設管理、行財政改革アクションプランの収支改善効果の見直しを図っても尚、財源不足が見込まれるとの報告を受け、委員会で討議した結果、超過課税の継続もやむなしとの意見が多数あり、賛否を図ったところ、賛成多数で超過課税継続を認めることに決定した。

尚、委員から今後とも財源不足が見込まれる中、委員会の存続が必要との意見があり、今後の委員会の継続が決定した。

委員長に稲葉親太郎委員、副委員長に川口延明委員に決定し閉会した。

以上、行財政改革調査特別委員会報告を終わります。

(別紙)

○議会全員協議会(6/2)における主な質疑

<p>ふるさと 納税 について</p>	<p>(議員) ふるさと納税を強化していくということだが、寄付金に頼る比重が大きくなると財政が不安定になる要素も増大することが懸念される。その点について、どのように考えているのか。</p>
	<p>(町) 総務省からの指導等により過剰な返礼品競争も落ち着きつつあると認識しており、現在、順調に寄付額が伸びている状況である。行財政改革有識者会議からも同様の指摘をいただいているため、その点は真摯に受け止め、制度を熟知したうえで、ふるさと納税の確保に向け、取り組んでいきたい。</p>
<p>構造的な 問題 について</p>	<p>(議員) 行財政改革有識者会議からの提言書にあったように、観光収入の域外流出など町が抱える構造的な問題を解決しない限り、財源不足が続くことが懸念される。</p>
	<p>(町) 今後は、構造的な問題にも対応していく必要があるため、議員の皆さんからも具体的な提案をお願いしたい。</p>

○行財政改革調査特別委員会(9/4)における主な意見等 ※町側出席なし

<p>公共施設 について</p>	<p>今後、箱根町も人口が相当減少する。公共施設の見直しについて、今のままではいけないなと思っているので、その辺を今後どうしていくのか、しっかり詰めていったほうがよいと考えている。</p>
<p>行革の 取組み について</p>	<p>アクションプランの財政健全化効果額集計結果の中で、目標に至らなかったということでCやDと評価している項目があるため、何故そうなったのかヒアリングをしたほうがよいのではないかと。</p>
	<p>既に行政側も取り組んでいると思うが、まず行政の効率化、無駄をなくすということを検討したほうがよいのではないかと。</p>
<p>超過課税 の期間 について</p>	<p>当分の間という期間も我々が認めたものだが、コロナ禍の社会情勢においては、その文言を外すことも検討すべきではないかと。 ⇒この部分は、町が5年毎に施行状況を検討する根拠でもあり、外すことで超過課税を恒久的なものとして認めることになり、議会による検証なども難しくなる可能性があるため、慎重に検討する必要があると考える。</p>
<p>今後の 検討 について</p>	<p>例えば、公民館や小学校の統合など公共施設の削減を我々だけで討議するよりも、町の考えをきいたうえで、それに対して検討を進めた方が効率的ではないかと。</p>
	<p>中期の財源不足については、財政見通しやアクションプランで見込んでいる寄付金額を踏まえると、町が示した、ふるさと納税による対応は可能であると感じる。そのため、中期の間に、財源不足が拡大する長期に向けた議論を深めることが重要ではないかと。</p>